○文部科学省告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

上欄			中欄	下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
弥勒寺官衙遺跡群弥勒寺官衙遺跡弥勒寺跡	昭和三十四年文化財保護委員会告示第七号、平成六年文部省告示第二百三十八号	池尻大塚古墳 岐阜県関市池尻字東屋敷	一九六番六、一九六番七、一九六番八、一九六番九、一九六番一〇、一九六番一一、一九六番一五	弥勒寺官衙遺跡群弥勒寺官衙遺跡弥勒寺跡
		同大塚古墳 同乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前	七一番一、七一番二	五塚原古墳 元稲荷古墳 南条古墳 物集女車塚古墳 恵解山古墳 井ノ内車塚古墳 井ノ内稲荷塚古墳 今里大塚古墳 鳥居前古墳
		鳥居前古墳 同長岡京市天神五丁目	一〇八番、一〇九番、一一三番一、一一三番一四、一一三番一五、一一三番一六、一一三番一七、一一四番二、一一五番一	
		今里大塚古墳	三九番、四〇番、五一番	
		井ノ内稲荷塚古墳 同長岡京市井ノ内小西		
		同長岡京市井ノ内向井芝	四番	
		井ノ内車塚古墳	一番一	
		同向日市物集女町南条		
		物集女車塚古墳 同向日市物集女町南条	四〇番一のうち実測六五六・二三平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び向日市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	
		南条古墳 同向日市向日町北山	六五番五、六五番六、七三番のうち実測二〇六九・九六平方メートル	
		元稲荷古墳 同向日市向日町北山		
		五塚原古墳		

○文部科学省告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の第一欄に掲げる史跡に同表第二欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表第三欄に掲げるとおりとし、同表第四欄に掲げる地域の指定を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

第一欄		第二欄		第三欄	第四欄	
名称	関係告示	所在地	地域	名称	所在地	地域
古市古墳群古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第一号、昭和三十三年文化財保護委員会告示第五十七号、昭和四十一年文化財保護委員会告示第十二号、昭和四十九年文部省告示第二百三十八号	松川塚古墳 大阪府藤井寺市古室一丁目 同　古室二丁目 同　古室三	四二七番二 四二六番一 四三〇番	古市古墳群古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳	鉢塚古墳 大阪府藤井寺市藤井寺四丁目	三八四番 二五、三八四番二六
丸山古墳跡 池尻大塚古墳	百三十六号 平成十四年文部科学省告示第二百十一号	山科本願寺南殿跡附山科本願寺土塁跡	三〇番一、三三番、三四番、三四番一、三五番	山科本願寺南殿跡及び山科本願寺南殿跡		
		京都府京都市山科区西野山階町				
		中山瓦窯跡 奈良県奈良市中山町	一三二八番、一三四五番	奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡 中山瓦窯跡		
		赤崎台場跡 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕字ヲナガケ 同　字東花見	一九六八番一三 一九七三番一のうち実測六八六・六九平方メートル、一九七三番三 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鳥取県教育委員会及び琴浦町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	鳥取藩台場跡 由良台場跡 境台場跡 淀江台場跡 橋津台場跡 浦富台場跡 赤崎台場跡		
		鳥取藩台場跡 由良台場跡 境台場跡 淀江台場跡 橋津台場跡 浦富台場跡	昭和六十三年文部省告示第百二号及び平成十年文部省告示第百六十九号			
		奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡	昭和五十一年文部省告示第百五十七号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十七号			
		山科本願寺南殿跡附山科本願寺土塁跡	平成十四年文部科学省告示第二百号			